

# 視覚障害者の職業に関する一考察

松 本 彪 ・ 久 宗 周 二

## A Discussion on Occupation of the Visually Impaired

Matsumoto Hyou · Hisamune Shuji

### Summary

Currently, there are 300,000 blinds in Japan and majority of those is engaged in some occupations. Now, we have the concept of normalization, so, some technologies are developed that help the blinds; for example, braille, computers and cellular phone with announcement system and they can work supported by these technologies.

In addition, national support systems are also developed like education systems, vocational training and disability pension. Blinds have some troubles with their organs of visual; it was caused by naturally, accidents and diseases.

Today, we investigate what occupations blinds engaged when there are no technologies and national support systems. In this report, we consider history of occupation of blinds.

In the main subject, historically, blinds mainly took part in “Todo”. In the Medieval Period of Japan, there are no national support systems. So, blinds are limited to have occupations only subordinate simple works, religionists and entertainers. In this situation, “Todo” was organized rank of blinds to protect their occupations. It is worth to write to protect blinds.

## 1. 目的

現在、全国で30万人の視覚障害者がおり、そのうちの多くの人が何らかの職業に従事している。<sup>1</sup> 現在は、ノーマライゼーションの思想のもとに、点字が開発されて、コンピュータや携帯電話の音声ガイドなどの視覚障害者を支援するさまざまな機器が開発され、さまざまな職業に従事している。法律の改正などにより、視覚障害者の医師が誕生するなど、職業の選択肢も広がっている。その他、教育制度、職業訓練制度、障害者年金などの多角的な公的サポートも行われている。視覚障害者は先天的な原因、および事故や疾病などにより、視覚機能の一部またはすべてに何らかの障害がおこるものである。現在のようなさまざまな機器や、公的な扶助が行われる前は視覚障害者にはどのような職業が存在していたかを明らかにしていきたい。本論文は、視覚障害者の職業に焦点を当てて、歴史的な変遷を考察する。

## 2. 歴史定期視点から見た視覚障害者の職業

一般的には従来から視覚障害者の職業といえば、(1) あんま、(2) 灸、(3) 鍼という社会通念があるが、杉山和一によると、古代から中世(1500年頃まで、飛鳥、奈良、平安、鎌倉、南北朝そして室町前半の各時代)にかけては(1) 盲僧、(2) 盲祈祷師、(3) 琵琶法師があった。特に小泉八雲の「怪談」でもとりあげられたように、琵琶を伴奏に平家物語を語る職業が多かったが、その後、晴眼者も加わっていたとされている。

中世の視覚障害者の職業は生活の場、即ち都市か農村かによって変わっていた。農村では、

- (1) 視覚障害の程度によってそれなりの労力を提供し、農作業に従事した。
- (2) 農作業に従事できないものは、使い走りなどをした。
- (3) 残存視力のある弱視者は、木工細工の製作などに従事した。
- (4) 物乞いをして暮らす者もいた。

都市で暮らすものは

- (1) 「火の用心」と声高に発声して歩く見張りする夜番の仕事をした。
- (2) 大名屋敷などをでは、辻番など警備の仕事をした。
- (3) 行商の仕事に携わる者もいた。
- (4) 見せ物芸人となった者もいた。「親の因果が子に報い…」といった独特の口上で、失明そのものを「さらす」者もいた。これを職業というのだろうかという議論の余地もあるが、報酬ももらっていることを考えると、この人権侵害となる行為も当時としては職業の範疇に入ると考えるべきである。視覚障害者の社会福祉と社会保障が確立していない時代では、

1 厚生労働省「身体障害児、障害者実態調査」 2006年

その生活は厳しいものがあつた。

中世後期の視覚障害者の職業では瞽盲（ごぜ→弾き語りで歌を歌う盲目の女性、また門付（かどつけ）と称して正月に人の家の門戸で歌を歌う芸をして、お金をもらって生活する人）の存在がある。<sup>2</sup>

### 3. 当道について

そのような状況の中で視覚障害者の官位を組織し、その職業を保護した当道について記す。日本史用語辞典によると「当道」とは、「盲人の官位をつかさどり、その職業などを保護する制度のこと。またそれに携わる人」としている。<sup>3</sup>

小森嘉一は「当道とは」の項目で次のように説明している。

- 1、幕府は当道を公認して自治を許し、盲人を当道に加入せしめて組織化し、自ら統制させる。すなわち、寺社奉行を通じて幕府は監督する。
- 1、当道は座頭、勾当以下の盲官を細分化（七十三階）し、初心という無官から昇進する毎に官金を納付させ、それを運上金と合わせて座中で配当することを許可した。
- 1、幕府は当道が官金貸と称して貸金を行い、高利で利殖することを認めた。
- 1、当道座と称するように座の形態をとっているが、一般の座や株仲間の如き座役、冥加、運上などの税は一切上納を免除した。
- 1、京都の総検行を中心に十老が多数決制度によって全国の当道を統轄、支配するという間接支配の形を採った。

元禄四年に至り江戸の惣禄検校をおき、一部権限を分割委譲する（関東八か国）とある。<sup>4</sup>

上述からわかることは当道とは“芸の道”であること、“官位”を与えたこと、“高利貸し”を認めたこと等であるが、当道を極端に萎小化してしまうと、“同業組合”と考えると理解し易い。

### 4. 当道のはじまり

当道の由来を考えると館山漸之進は『平家音楽史』で次のように述べている。

「古来盲人等一つの社会を組織し一段の下に生息せり此社会を名づけて常道といふ其儀たる一説には、「我道に当たる我道を履むの意にして我等の謂に外ならずと又一説に人康親王盲人を呼ぶに「是我当道云々」と称し浴ひしに始り我死下の盲人の意なりと要するに我道にあたと解釈を両説共に一致すれど前者は自己を対象とし、後者は他人を対象とするの差あり即ち一は自己が自身に下せる名称にしてほかは一社会の統率者が其部下に下せる名称なりと解釈するなり。これ固より記録

2 『中世社会の成り立ち』木下茂光 著 p12~13 2009年 吉川弘文館

3 『中世社会の成り立ち』木下茂光著 p632 柏書房 1979年

4 『当道からみた塙保己一』小森嘉一著 温故学会編 塙保己一論纂下巻 錦正社 1986年

に徴せる根拠に非ずしてその膳意にすぎざれば慈には只説としてあげ置くのみ。

抑盲人団体の濫腸は五十五代仁明天皇第四皇子（一説玄光孝之皇子今不採）光孝天皇御用腹の御弟に人康親王（人又作仁）と申し奉るあり其第四の息子たるを以て四の宮と称し奉るあり初の弾正の尹（尹の宮）に任せられ後に常陸の太守を兼ね給ひしが（常陸の宮）二十八歳の御時ふと御腦に羅らせられ遂に盲目となり翌清和天皇の元年二十九歳を以て親王の号を辞し沸門に返し給えり法性禪師とも有珠いまだ御目明なりし頃山城國山科の里にいみじき宮づくりして柳谷の水を庭にひき千成の岩を掘川の邸より取り寄せなどして其景色のいとめでたかりしことは伊勢物語にも見ゆるところなり（今の十禅寺は其旧跡なりと云う）又幼き御時より和漢の書を好ませ給ひ詩歌管弦に達する公卿殿に人等集ひ惨じと盲目とならせ給ひて後は恥しく思召し対面し給はず山城付近より筋目正しき瞽盲を召し寄せて専ら還元を事とし催馬楽を謡はせ朗詠を奏でさせ給へり。これ後の当道の基にして盲人が一社会を組織するにいたりし始と云うべし。此宮の御領地大隅薩摩日向に数か所ありて年々の貢米即ち物成を盲人に頒ちたまひしが植なきあとにもたてをかれ盲人等に得させたまほしき旨奉請せられしかば清和の帝と其情を察し給ひ宮薨去の後と御家領残らず当道に下し拾へりかくて貞観十四年二月十七日（一説五月五日非也）四十二歳にて薨じ給ふ、かの名高き二季の塔の綱引きは宮への貢物鳥羽港に着するや当道皆出迎ひて綱を曳き綱引きを歌ひしにはじまり後には宮の追善の儀式となりたり。

光孝天皇に仁和元年十一月十一日人康親王に天夜尊の神号を賜ひて山科四宮村柳谷山に祀る現今疎水堤の下成る四宮神社即ち是也（此辺一帯の地を四宮と言ひて旧蹟多し）又同二年二月十七日には宮の佛母即ち和知皇太子后宮、宮追善のため其御在世中近待したりし盲人等に檢行勾当を奏請し授け給へりのち四官十六階七十三刻の正は実にここに源をはっせるなり。<sup>5</sup>

これを要約すれば第55代仁明天皇の第4皇子人康親王が28歳の時盲目となった。親王は出家し、法性禪師と名乗り山城國山科の邸に移り山城付近より節目の而しい瞽盲を呼び寄せ、専ら管弦と朗詠を事とした。これが当道の起源であり、盲人が一社会を組織するはじめである。

人康親王は42歳でお亡くなりになった。親王の佛母、皇太后が宮追善のため、当時親王に使えていた視覚障害者に、檢行、勾当の官位を天皇に奉請し、授けてもらった、これが官位の始まりである。

この官位と、追善のためという理由を考えてみたい。先ず追善であるが、追善とは死者の冥福を祈り供養することである、当時仏教の教義が人口に膾炙されているわけではなかった。まして宮廷社会では「タタリ」（祟り）に対する加持祈祷を重んずる風潮があった。

山折哲雄は、「ところが、このカミの霊が人の死霊なども味方にしていつのまに災禍や危害を加えるシンボルと化すようになった。『祟り』意識の発生である。カミの祟りや死者の怨みが浄化されることなく空中を浮遊し、邪霊、鬼霊の衣をまとうようになる。とくに平安時代になって恐れられるようになる御霊や物の怪がそれだ。御霊とは政治的に非業の死を人々の怨霊をいう。」<sup>6</sup>

5『平家音楽史』 館山漸之進著 P318 芸林舎 1974年

6『日本文明とは何か』「祟りと鎮魂」山折哲雄著p158・159 角川叢書 2004年

その当時を考えると佛教も変形しており、朝廷で行った追善というものがタタリの鎮魂であって、供養として視覚障害者に官位を与えたというのはある目的があつたのと考えられる。

引用した上述の「当道についての起源」では「…催馬楽を謡はせ朗詠をかなでさせ給へりこれぞ後の当道のもとにして盲人が一社会を組織するにいたりしはじめと云うべし……」中の「盲人が一社会を組織するに至りし云々」とある。

先ず、当道は

- ①階級制度である。忌筋とされる被差別の子弟は仲間入れを認められない。
- ②徒弟制度である。
- ③京都及び諸国に住む盲人の支配制度である。
- ④当道には官位があり、その官位は売買により取得する。

そして、これらは単一に独立しているのではなく、重層的に複合し、そのトップを惣検校とするピラミッド型の階層組織を構成している。

当道については、座頭金に関連して少し前述したが、職業上の組織として重要なので、次に補足

表1 官位と賣官料

近世社会における盲人仲間の存在形態					
階級と官金					
4 官	16 階	通 称	73 刻	官 金	
		初心(無官)			
		打 掛	1 2 3	半 打 掛 丸 打 掛 過 銭 打 掛	4 兩 3 兩 2 分
座 頭	一 度	衆 分	4 5 6 7	才 敷 衆 分 (萩の)上衆引 中 老 晴	4 兩 4 兩 4 兩 20 兩
			8 9 10	上 衆 引 中 老 晴	6 兩 6 兩 30 兩
	二 度	衆 分	11 12 13	上 衆 引 中 老 晴	4 兩 4 兩 20 兩
			14 15 16 17 18	在 送 り 物 引 名 大 座 老 晴 また は 四 度	22 兩 6 兩 3 兩 6 兩 25 兩
勾 当	一 度	過 銭 勾 当	19 20 21	過 銭 之 任 じ 上 衆 引 晴	3 兩 17 兩 10 兩
			22 23 24	百 上 衆 晴	10 兩 6 兩 4 兩
	二 度	掛 司 (三度より中 老ともいう)	25 26 27 28 29	三 老 引 五 老 引 十 老 引 上 衆 晴	1 分 1 分 2 分 6 兩 5 兩
			30 31 32	五 上 老 衆 晴	5 兩 5 兩 5 兩
別 当	權 別 当	檢 校	54 55 56	上 衆 引 中 老 晴	10 兩 10 兩 30 兩
			57 58 59	上 衆 引 中 老 晴	10 兩 10 兩 30 兩
	惣 別 当	檢 校	60 61 62 63	惣 別 当 之 任 じ 上 衆 引 中 老 晴	20 兩 10 兩 10 兩 30 兩
			64 65 66 67	檢 校 任 じ 上 衆 引 中 老 晴	45 兩 10 兩 10 兩 30 兩
合 計				719 兩	

出所 『日本盲人社会史研究』P180、181

表2 国別検校数  
国別検校数(明和3—慶応3)

国名	検校数	国名	検校数
江戸	251	武蔵	2
京都	69	越後	2
大坂	63	近江	2
加賀	16	仙台	2
紀伊	12	播磨	2
肥前	10	摂津	2
伊勢	9	備中	2
尾張	9	薩摩	2
大和	8	備後	1
阿波	7	備前	1
筑後	5	美作	1
伊予	5	越中	1
安芸	5	飛騨	1
和泉	4	羽後	1
讃岐	3	南部	1
城州伏見	3	若狭	1
肥後	3	石見	1
筑前	3	長門	1
豊前	3	豊後	1
相模	2	計	517

出所 『日本盲人社会史研究』P286

色を定める。<sup>7</sup>

したがって、仁和元(885)年に視覚障害者に四官十六階七十三刻みの性が定められたのは、視覚障害者に対する特典ではないことがわかる。わが国では唐の文物、制度を採用したが、科擧の制度は導入せず官位を設けたところに特徴がある。科擧が合理的なら、官位は従来の人間関係に重点をおいた非合理的なものといえる。

する。当道について強調しておきたいことは、本来、中世では「芸能」のことを「道」と称した。それが転じて「われわれの芸能」という意味となり、次いで①盲人が平家物語を楽曲とともに語りだし、②その他管弦を演じていたことからそれが何時しか「盲人の集団」を指すようになった。

官位と賣官料を表1に示す。ただこの官位は73刻みもあり、1年に1刻みに昇進するとすれば73年の歳月が必要となる。そこで視覚障害者たちは高利貸して得た利益を積み立てて官位を買うのである。その金銭は合計すると719両に達する。なお、この官位はピラミッド型となることをイメージする必要がある。

四官十六位七十三刻みの官位はわが国中世の歴史上特異のものであったかについて検討すると次のようなものを列挙できる。

- (1) 推古12(604)年1月官位十二階を施行する。
- (2) 大化元(645)年僧尼の十師性を定める。また法頭を任ずる。
- (3) 大化3(647)年七色十三階の冠位を制定する。
- (4) 大化5(649)年冠位十九階を制定し宮司を置く
- (5) 天武14(685)年諸王以上十二階、諸臣四十八階の制に改定する。
- (6) 持統4(690)年官位の位階昇進の制度、朝服の

## 5. 当道の経過

当道座の、“座”とは「仲間」の意である。今風の言い方をすれば、法人格のない「組合」である。座には男性盲人の中世から近世(明治4年までに)にかけて存在していた男性盲人の自治的相

7『平家音楽史』 館山漸之進著 P318 芸林舎 1974年

互助組織である。視覚障害者はその職業上、江戸や京都・大阪に集中して、その勢力を維持してきた。明和3（1766）年から慶応3（1867）年に至る間に検校となったものは、517名であり、国別住居者数を表2に示す。

この表は検校のみの数である。検校は当道の総検行の次の位であり、当道の数はいらぬ型であることから、視覚障害者全体の数は多数で計りきれないものがあると思われる。

## 6. 当道の終焉

盲官廃止令は、明治4年11月3日太政官布告第568号によって、当道座はその基幹をなす階級制度を失って完全に解体した。当道座はやがて各地において芸能や鍼按業の同業組合として再編成されていくことになった。

盲官廃止令には、

- ①盲人の官職廃止、配当金取集めの禁止、戸籍編入の系列化
- ②持場を区分し他の営業を妨げることの禁止、家業を営み方勝手

を内容とするものであった。この盲官廃止令によって下層の盲人たちは窮迫の状態が一層深刻化した。自活していた盲官廃止の影響は特権的身分、社会的名誉の喪失を受けた。盲官廃止は時代の近代化傾向の中で当然と考えられ、東京府は4回、京都府からも廃止の上申がなされた。

殖産興業・学制公布、国民徴兵制、国立銀行の創立などを控えた政府や、国民感情からして、当道の官位は封建的遺制で、わが国の近代化を阻害するものと理解された。当道のような小口の高利貸しはもはや無用となってきた。株仲間まで認められた札差や大阪の掛屋などの番頭で、当道による高利貸しは必要でなくなったのである。このような風潮に対し、当道座は金千両の寄付を新政府に行ったが、官位の存置は認められず、遂に終末した。<sup>8</sup>

## 7. 当道の存在意義

加藤康昭によれば「座頭・警女を含めてこれ遊民の多くはその職業の特殊性のために封建領主から風俗・治安の面から警戒すべき存在として把握され、加えて「遊民」の多くは、座頭・警女を含めて職業・身分等によりそれぞれ特殊な仲間集団を形成し、しばしば藩領を越え、時には全国的な支配組織を有し、領主及び領民に対して特殊な社会的関係をもっていたので、幕府諸藩は彼らとその仲間意識を通じて支配するとともに、村々において彼らに対して、人別改を通じて把握し、封建的村藩秩序維持のため、一般領民とは異なる身分として固定化する必要があったのである。他方年貢負担者、つまりこの当時本百姓を主体として構成されている近世村落にあっては、これら田畑を持たざる「遊民」の社会的地位は極めて低く、一般村民からも差別されときには蔑視されていたの

8 『日本盲人社会史研究』加藤康昭著 未来社 1974年

である。したがって人別改帳の盲人に関する簡単な記載の中にも、前節までに明らかにしてきた近世における盲人の社会的地位が集約的に表現されているとみることができる」<sup>8</sup>

視覚障害者側からすれば当道及びそれに付随する官位が朝廷の追善という供養或いは御仁恤にあったにせよ支配者（当時は朝廷、後には幕府）からすれば視覚障害者を把握し一般領民とは異なる「遊民」として封建的秩序維持のために身分を固定化する組織に過ぎなかったと考えられる。

## 8. まとめ

本論では、視覚障害者の歴史的職業について当道を中心に俯瞰してきた。公的な扶助制度がなかった中世の日本において、視覚障害者は従属的な軽作業や、宗教者、芸能などに職業の選択が限られてきた。そのような状況の中で「当道」は視覚障害者の官位を組織し、その職業を保護した。その特徴として、1. 幕府は当道を公認して自治を許し、視覚障害者を当道に加入せしめて組織化し、自ら統制させる。2. 当道は座頭、勾当以下の盲官を細分化し、初心という無官から昇進する毎に官金を納付させ、それを運上金と合わせていた。3. 幕府は当道が官金貸と称して貸金を行い、高利で利殖することを認めた。4. 当道座と称するように座の形態をとっているが、一般の座や株仲間の如き座役、冥加、運上などの税は一切上納を免除したなどの、職業上の保護を与えたことは特記に値する。現在の障害者支援策の多くは税金などの財政を必要とするため、今後の国の財政状況によっては施策が大きく変化することが考えられる。そのため、障害者自立支援法などの新しい試みが行われているが、障害者が自立に至るまでは数多くの問題が存在する。歴史から学ぶ必要もあると考える。

(まつもと ひょう・本学大学院経済・経営研究科研究生／  
ひさむね しゅうじ・本学経済学部教授)